第一 総則

一目的

この法律は、 近年における急速な少子高齢化の進展、 移動のための交通手段に関する利用者の選好の

変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、 地域住民の

自立した日常生活及び社会生活の確保、 活力ある都市活動の実現、 観光その他の地域間の交流の促進並

びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重

要となっていることにかんがみ、 市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定

事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることによ

ıΣ́ 地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、 体的

かつ効率的に推進し、 もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするもの

であること。

(第一条関係)

一定義

1 この法律において「地域公共交通」とは、 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は

観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をい

うものとすること。

2 この法律において「公共交通事業者等」とは、鉄道事業者、 軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送

事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、 国内一般旅客定期航路事業等を営

む者及びそれ以外の者で鉄道施設又は旅客船ターミナルを設置し、又は管理するものをいうものとす

ること。

3 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいうものと

すること。

4 この法律において「港湾管理者」とは、 港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいうものとす

ること。

5 この法律において「地域公共交通特定事業」とは、 軌道運送高度化事業、 道路運送高度化事業、 海

上運送高度化事業、 乗継円滑化事業及び鉄道再生事業をいうものとすること。

6 この法律において「軌道運送高度化事業」とは、 旅客軌道事業であって、 より優れた加速及び減速

の性能を有する車両を用いることその他の措置を講ずることにより、 定時性の確保、 速達性 の向上、

快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものを

いうものとすること。

7 この法律において「道路運送高度化事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業であって、 道路管理

者、 都道府県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) その他の者が講ずる道路交通の円滑化に資

する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の措置を講ずることにより、 定時性の確保、

速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化

に資するものをいうものとすること。

8 この法律において「海上運送高度化事業」とは、 国内一般旅客定期航路事業等であって、より優れ

た加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の措置を講ずることにより、 定時性の確保、

速達性の向上、 快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化

に資するものをいうものとすること。

9 この法律において「乗継円滑化事業」とは、 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に

行うための事業であって、 運行計画の改善、 共通乗車船券の発行、 交通結節施設における乗降場 の改

善等をいうものとすること。

10 この法律において「鉄道再生事業」とは、 廃止届出がされた鉄道事業について、市町村その他の者

の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいうものとすること。

11 この法律において「地域公共交通一体型路外駐車場整備事業」とは、 駐車場法第三条の駐車場整備

(都市計画において定められた

地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場

路外駐車場を除く。) の整備を行う事業であって、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一

体となって地域公共交通の活性化に資するものをいうものとすること。

12 この法律において「新地域旅客運送事業」とは、 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービ

スであって、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、 かつ、当該二以上の事業において同一の

車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいうものとすること。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

口 一般乗合旅客自動車運送事業

八 国内一般旅客定期航路事業等

(第二条関係)

第二

基本方針等

一 基本方針

主務大臣は、 地域公共交通の活性化及び再生を総合的、 一体的かつ効率的に推進するため、 地域公共

交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定めるものとし、 当該基本方針には、 次に掲げる事項

について定めるものとすること。

1 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

2 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

3 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

4 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

5 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

(第三条関係)

一 国等の努力義務

1 国は、 市町村、 公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進する

ために必要となる情報の収集、 整理、 分析及び提供、 研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向

上に努めなければならないものとすること。

2 都道府県は、市町村、 公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推

進するため、 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めな

ければならないものとすること。

3 市町村は、 公共交通事業者等その他の関係者と協力し、 相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域

公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないものとすること。

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通

の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならないものとすること。

(第四条関係)

第三 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

一 地域公共交通総合連携計画

市町村は、 基本方針に基づき、単独で又は共同して、 当該市町村の区域内について、 地域公共交通

1

の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域公共交通総合連携計画を作成することが

できることとし、 地域公共交通総合連携計画には、次に掲げる事項について定めるものとすること。

1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

ロ 地域公共交通総合連携計画の区域

ハ 地域公共交通総合連携計画の目標

前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

ホ<br />
計画期間

前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める

事項

2 1 の二に掲げる事項には、 地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができるものとするこ

ځ

3 市町村は、 地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、 地域公共交

通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

4 合には協議会における協議を、二の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、 市町村は、 地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、二の協議会が組織されている場

道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込ま

れる者及び関係する公安委員会と協議をするものとすること。

(第五条関係)

一協議会

1 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、 地域公共交通総合連携計画の作成に関す

る協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村、 関係する公共

施すると見込まれる者並びに関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、 交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実 学識経験者その他の当

該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとすること。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければ

ならないものとすること。

( 第六条関係 )

## 三 地域公共交通総合連携計画の作成等の提案

1 公共交通事業者等、 道路管理者、 港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事

業を実施しようとする者及び地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有

する者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することが

できるものとすること。

2 提案を受けた市町村は、 当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否か

について、 遅滞なく、 公表しなければならず、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこ

ととするときは、その理由を明らかにしなければならないものとすること。

(第七条関係)

四 軌道運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、 軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、 軌道

運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは

地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。2及び3において同じ。 し は

単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化実施計画を作成し、

これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとすること。

2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、 軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、

あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければ

ならないものとすること。

3 国土交通大臣は、 軌道運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、 軌道運送高度化実施

計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を

するものとすること。

4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者 ( 5 に規定する場合を除く。 ) が軌道運送高度化実施計

画の認定を受けたときは、軌道法の特許を受けなければならないものについては、当該特許を受けた

ものとみなすものとすること。

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者 ( 軌道整備事業を実施しようとする者と軌道運送事業を

実施しようとする者が異なる場合に限る。)が軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、 軌 道

整備事業又は軌道運送事業については、軌道法の特許を受けたものとみなすものとすること。

6 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画が国土

交通大臣の認定を受けたときは、 市町村は、 駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画におい て、

地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、 路外駐車場の整備に関する事

業の計画の概要を定めるものとし、当該駐車場整備計画に都市公園法第二条第一項の都市公園の地下

に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要 (以下「特定駐車場事業概要」という。)

を定めようとする場合には、 当該特定駐車場事業概要について、 あらかじめ、 公園管理者の同意を得

なければならないものとすること。

7 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日か

ら二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合にお

いては、都市公園法の特例を認めるものとすること。

8 地方公共団体が、 認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業に関する助成を行

う場合に地方債を起こすことができるものとすること。

(第八条から第十二条まで関係)

五 道路運送高度化事業

- 1 地域公共交通総合連携計画において、 道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは 道 路
- 運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは 当 該
- 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。2及び3において同じ。)は
- これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとすること。 単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化実施計画を作成し、
- 2 あらかじめ、 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、 関係する市町村、 公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければ

ならないものとすること。

3 計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を 国土交通大臣は、道路運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、道路運送高度化実施

するものとすること。

4 運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しく 道路運送高度化事業を実施しようとする者が道路運送高度化実施計画の認定を受けたときは、 道路

は認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとすること。

5 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画が国土

交通大臣の認定を受けたときは、市町村は、 駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、 当 該

地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、路外駐車場の整備に関する事

業の計画の概要を定めるものとし、当該駐車場整備計画に特定駐車場事業概要を定めようとする場合

には、 当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、 公園管理者の同意を得なければならないもの

とすること。

6 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日か

ら二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合にお

いては、都市公園法の特例を認めるものとすること。

7 地方公共団体が、 認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業に関する助成を行

う場合に地方債を起こすことができるものとすること。

(第十三条から第十七条まで関係)

## 六 海上運送高度化事業

地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、 海上

1

運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、 当該地域公共交通総合連携計画に即

して海上運送高度化実施計画を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとす

ること。

2 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、

あらかじめ、 関係する市町村、 公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならないもの

とすること。

3 国土交通大臣は、海上運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、海上運送高度化実施

計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を

するものとすること。

4 海上運送高度化事業を実施しようとする者が海上運送高度化実施計画の認定を受けたときは、 海上

運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、 当該許可若しく

は認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとすること。 (第十八条から第二十条まで関係)

## 七 乗継円滑化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、 乗継円滑

化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継

円滑化実施計画を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとすること。

乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、

あらかじ

2

乗継円滑化事業を実施しようとする者は、

め、 関係する市町村、 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなけ

ればならないものとすること。

3 国土交通大臣は、乗継円滑化事業を実施しようとする者の申請に基づき、乗継円滑化実施計画が地

域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするもの

とすること。

4 乗継円滑化事業を実施しようとする者が乗継円滑化実施計画の認定を受けたときは、 道路運送法若

しくは海上運送法の認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認可を受け、

又は届出をしたものとみなすものとすること。

5 乗継円滑化事業を実施しようとする者が認定乗継円滑化実施計画に定めれた運行計画の変更につい

道路運送法又は海上運送法の届出をしなければならないものについては、遅滞なく、その旨を国

土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとすること。

6 乗継円滑化事業を実施しようとする者が乗継円滑化実施計画の認定を受けた場合において、 乗継円

滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、共同で、そ

送法又は海上運送法の規定による届出をしたものとみなすものとすること。

の旨を国土交通大臣に届け出ることをもって、当該運賃又は料金に係る鉄道事業法、

軌道法、

道路運

(第二十一条から第二十五条まで関係)

## 八 鉄道再生事業

1 地域公共交通総合連携計画において、 鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、 当該地域公

共交通総合連携計画を作成した市町村、 廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者その他の者

Ιţ その全員の合意により、 当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生実施計画を作成し、こ

れに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとすること。

- 2 廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者は、 当該廃止届出に係る鉄道事業の全部又は一部
- について1の合意のための協議を開始したときは、 遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るもの
- とし、国土交通大臣は、当該届出を受けたときは、当該届出に係る鉄道事業について鉄道事業法第二
- 十八条の二第三項の通知をしないものとすること。
- 3 2の届出をした鉄道事業者は、 当該届出に係る鉄道事業の廃止の日を繰り下げる旨を国土交通大臣
- に届け出ることができるものとすること。
- 4 3の届出をした鉄道事業者は、廃止届出をした日から一年を経過した後に1の合意がなされていな
- い場合において、2の協議に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、 鉄道事業法第
- 二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出
- ることをもって足りるものとすること。
- 5 1に規定する者が鉄道再生実施計画を作成したときは、当該鉄道再生実施計画を国土交通大臣に届
- け出ることができるものとし、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業のうち、 鉄道事業法
- の届出をしなければならないものについては、当該届出をしたものとみなすものとすること。

6 鉄道再生実施計画の届出をした鉄道事業者は、 当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業を

実施し、 当該鉄道再生実施計画に定められた実施予定期間が経過した場合において、当該鉄道再生実

施計画に定められた鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項に従って鉄道事業の全部又は

一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の

六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとすること。

(第二十六条及び第二十七条関係)

九 認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等

国土交通大臣の認定を受けた軌道運送高度化実施計画等に定められた軌道運送高度化事業等の実施を

担保するために必要な国土交通大臣等による勧告、命令等の規定を設けるものとすること。

( 第二十八条関係 )

十 地方債についての配慮

地方公共団体が地域公共交通総合連携計画の達成のために起こす地方債については、 特別の配慮をす

るものとすること。

(第二十九条関係)

- 新地域旅客運送事業計画
- 1 新地域旅客運送事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、新地域旅客運送事業計画を作

成し、これに基づき、当該新地域旅客運送事業を実施するものとすること。

国土交通大臣は、 新地域旅客運送事業を実施しようとする者の申請に基づき、 新地域旅客運送事業

2

計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を

するものとすること。

(第三十条関係)

- 新地域旅客運送事業の運賃及び料金
- 1 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業について、その一貫

した運送サービスに係る次に掲げる基準に適合する運賃等を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け

出なければならないものとすること。

1 旅客鉄道事業の運賃及び料金 鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けた運賃及び料金の上限の

範囲内であること。

旅客軌道事業の運賃及び料金 軌道法第十一条第一項の認可を受けた運賃及び料金と同額である

ح

八 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金 道路運送法第九条第一項の認可を受けた運賃及び

料金の上限の範囲内であること。

国内一般旅客定期航路事業の運賃

海上運送法第八条第三項の認可を受けた運賃の上限の範囲内

であること。

2 1の規定による運賃等の届出をした場合においては、 その運賃等を公示しなければならないものと

すること。

(第三十一条関係)

三 鉄道事業法等の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、 鉄道事業法の許可若しく

は認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は

届出をしたものとみなすものとすること。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けたときは、鉄道事業

法の認可を受け、 又は届出をしなければならないものについては、 当該認可を受け、 又は届出をした

ものとみなすものとすること。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、 鉄道事業法の届出をしなければならない

ものについては、当該届出をしたものとみなすものとすること。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、鉄道営業法の公告をしなければならない

当該公告をしたものとみなすものとすること。

(第三十二条関係)

四 軌道法の特例

ものについては、

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、軌道法の特許を受けなけ

ればならないものについては、当該特許を受けたものとみなすものとすること。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けたときは、 軌道法の

許可又は認可を受けなければならないものについては、当該許可又は認可を受けたものとみなすもの

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、軌道法の届出をしなければならないもの

( 第三十三条関係)

五 道路運送法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、道路運送法の許可若しく

は認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は

届出をしたものとみなすものとすること。

2

認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、 道路運送法の認

可を受け、 又は届出をしなければならないものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものと

みなすものとすること。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、道路運送法の届出をしなければならない

ものについては、当該届出をしたものとみなすものとすること。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、道路運送法の掲示をしなければならない

ものについては、当該掲示をしたものとみなすものとすること。

(第三十四条関係)

六 海上運送法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、 海上運送法の許可若しく

は認可を受け、 又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は

届出をしたものとみなすものとすること。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、海上運送法の認

可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものと

みなすものとすること。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、 海上運送法の届出をしなければならない

ものについては、当該届出をしたものとみなすものとすること。

認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、海上運送法の公示をしなければならない

4

ものについては、 当該公示をしたものとみなすものとすること。

第三十五条関係)

七 新地域旅客運送事業の円滑化についての配慮

国土交通大臣は、 認定新地域旅客運送事業についての鉄道営業法第一条、 軌道法第十四条、 船舶安全

法第二条第一項及び道路運送車両法第四十条から第四十二条までの規定に基づく命令で定める車両又は

船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用に当たっては、 当該認定新地域旅客運送事業の実施が

地域公共交通の活性化及び再生に資することにかんがみ、 当該認定新地域旅客運送事業に用いられる車

両又は船舶の運行の安全の確保に支障のない範囲内において、当該事業の円滑化が図られるよう適切な

配慮をするものとすること。

(第三十六条関係)

第五 雑則

国及び地方公共団体は、 地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進

を図るために必要な資金の確保に努めるものとすること。

(第三十七条関係)

二報告の徴収、 主務大臣、権限の委任、命令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるもの

とすること。

( 第三十八条から第四十二条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとすること。

(第四十三条及び第四十四条関係)

第七 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

(附則第一条関係)

(附則第二条から第四条まで関係)